

(要領様式第 1 号)

廃棄物の適正な処理の確保に関する条例に基づく公表

廃棄物の適正な処理の確保に関する条例（平成 20 年長野県条例第 16 号。以下「条例」という。）に基づき次のとおり公表し、関係図書を縦覧に供します。

6 松地環第 1 - 5 号
令和 6 年 11 月 22 日

長野県松本地域振興局長

1 公表する内容及び縦覧する関係図書

根拠条項	内容及び関係図書	公表及び縦覧するもの（○を付す）
(1) 条例第 33 条第 1 項	事業計画概要書	
(2) 条例第 37 条第 2 項 (第 37 条第 5 項含む)	事業計画概要説明会終了報告書 (勧告に基づくものを含む)	
(3) 条例第 39 条第 1 項	事業計画書	○
(4) 条例第 42 条第 5 項	見解書及び意見書（写）	
(5) 条例第 46 条第 2 項	最終見解書	
(6) 条例第 48 条第 2 項	事業計画廃止届出書	

2 公表する事項

事 項	内 容(該当する項のみに記載する)				
氏名及び住所 (法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)	泉建設株式会社 代表取締役 藤森 智徳 長野県茅野市泉野 1617 番地				
申請の区分（I）	産業廃棄物収集運搬業の変更許可				
条例 第 39 条	① 廃棄物の処理施設の設置の場所	茅野市泉野字坪ノ葉 4796 番 1 茅野市泉野字谷とぎ 4545 番 1			
	② 廃棄物の処理施設の種類	産業廃棄物収集運搬業の積替保管施設			
	③ 処理を行う廃棄物の種類	○積替保管する産業廃棄物 廃プラスチック類(水銀使用製品産業廃棄物及び石綿含有産業廃棄物を含む。)、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず(水銀使用製品産業廃棄物を含む。)、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず(水銀使用製品産業廃棄物及び石綿含有産業廃棄物を含む)、がれき類(石綿含有産業廃棄物を含む)。 以上いずれも特別管理産業廃棄物を除く。			
	④ 廃棄物の処理施設の処理能力	産業廃棄物積替保管施設 面積：580.18m ² 保管量の上限：236.34m ³			
	⑤ 変更の概要（変更許可等の場合）	<table border="1"><thead><tr><th>新</th><th>旧</th></tr></thead><tbody><tr><td>1 収集運搬(積替保管を含む。)する産業廃棄物の種類 廃プラスチック類(水銀使用製品産業廃棄物及び石綿含有産業廃棄物を含む。)、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず(水銀使用製</td><td>1 収集運搬(積替保管を含む。)する産業廃棄物の種類 なし</td></tr></tbody></table>	新	旧	1 収集運搬(積替保管を含む。)する産業廃棄物の種類 廃プラスチック類(水銀使用製品産業廃棄物及び石綿含有産業廃棄物を含む。)、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず(水銀使用製
新	旧				
1 収集運搬(積替保管を含む。)する産業廃棄物の種類 廃プラスチック類(水銀使用製品産業廃棄物及び石綿含有産業廃棄物を含む。)、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず(水銀使用製	1 収集運搬(積替保管を含む。)する産業廃棄物の種類 なし				

		<p><u>品産業廃棄物を含む。）、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず(水銀使用製品産業廃棄物及び石綿含有産業廃棄物を含む。）、がれき類(石綿含有産業廃棄物を含む。)</u></p> <p>2 収集運搬(積替保管を除く。)する産業廃棄物の種類 <u>なし</u></p> <p>以上いずれも特別管理産業廃棄物を除く。</p>	<p>2 収集運搬(積替保管を除く。)する産業廃棄物の種類 <u>廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類</u></p> <p>以上いずれも特別管理産業廃棄物を除く。</p>
<p>条 例 第 39 条</p>	⑥ 対象周辺地域の範囲	茅野市泉野槻木区	
	⑦ 対象関係市町村長及び関係住民の範囲	<ul style="list-style-type: none"> ・茅野市長 ・対象周辺地域内に住所若しくは居住又は事務所若しくは事業場を有する者 ・対象周辺地域内において農業、林業又は漁業を営む者 	
	⑧ 事業計画書の閲覧場所、期間及び時間	<p>(場所) 長野県茅野市泉野 1617 番地 泉建設株式会社 事業所内</p> <p>(期間) 事業計画協議終了まで(ただし、会社の休業日を除く)</p> <p>(時間) 午前 8 時から午後 5 時まで</p>	
	⑨ 対象関係住民に対する事業計画説明会の開催日時及び場所	<p>(日時) 令和 6 年 11 月 29 日(金)午後 2 時から</p> <p>(場所) 泉建設株式会社 会議室(長野県茅野市泉野 1617 番地)</p>	
<p>関 係 図 書 の 縦 覧</p>	縦覧に供する場所	長野県松本地域振興局 環境・廃棄物対策課	
	縦覧期間	事業計画協議終了まで (土日・祝日その他の県の休日を除く。)	
	縦覧時間	午前 8 時 30 分から午後 5 時まで	

3 提出できる意見

今回提出できる意見	根拠	対象	意見できる内容	様式	期限及び提出先
○	第41条	<ul style="list-style-type: none"> ○第36条第1項の対象関係市町村長 ○第36条第1項の対象関係住民 ○事業計画書について生活環境保全上の見地から意見を有する者 	○事業計画について	17号	<p>提出期限 令和7年1月6日 (月)</p> <p>提出先 〒391-0214 長野県茅野市泉野 1617番地 泉建設株式会社 (意見書の写しを地域振興局にも提出できます)</p> <p>写しの提出期限 令和7年1月6日 (月)</p> <p>写しの提出先 〒390-0852 松本市島立1020 長野県松本地域振興局環境・廃棄物対策課</p>

* 「今回提出できる意見」に○印のあるものについて意見書の提出ができます。

注) 意見提出にあたっての留意事項

- ・ 条例第41条の規定による意見書については、縦覧することを予定しております。意見書を提出した方の住所（地番の部分に限る）、氏名及び電話番号は墨塗りのうえ縦覧されます。
- ・ 提出書類はいずれも日本産業規格A列4番（折込可）とし、使用する言語は日本語とすること。
- ・ 提出方法は持参又は郵送とすること。なお、電子メール等に添付しての提出は、確実な受領が保証されたものではないため、認められないこと。